

客観的な根拠を重視した教育政策の推進（EBPM）について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
 - 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 教師の負担
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
 [職員の育成、先進事例の共有]
 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
 - ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - ◇大学施設の改修 等
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

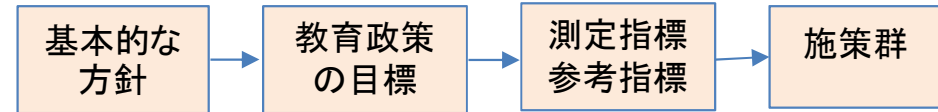
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群 を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<〃>		
	(3) 健やかな体の育成<〃>		
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(17) ICT 利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

客観的な根拠を重視した教育政策の推進に向けた取組

教育政策の企画・立案段階(P.L.A.N)

- 全体構造の体系化
 - ・ロジックモデルによる、政策の目標と具体的な施策の総合的かつ体系的な整理
- 客観的な根拠を重視した個別施策の立案
 - ・過去の取組のフォローアップを踏まえた施策の企画・立案
- 指標設定による客観的な根拠の整理
 - ・「測定指標」及び「参考指標」の設定

教育政策の評価・改善段階(C.H.E.C.K・A.C.T.I.O.N)

- 客観的な根拠を重視したフォローアップ構造の構築(C.H.E.C.K)
 - ・教育振興基本計画部会を通じたフォローアップの実施
 - ・計画のフォローアップと政策評価との連携(指標の共有、会議間の連携等)
- (A.C.T.I.O.N)
 - ・計画期間内における、より効果的・効率的な施策の実施
 - ・次期計画における、より効果的・効率的な施策の立案

教育政策の実施段階(D.O)

- 客観的な根拠を重視した施策の展開
 - ・客観的な根拠を踏まえた毎年度の施策の実施
 - ・客観的な根拠を重視した施策の企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
 - ・国と地方公共団体との先進事例等に関する意見交換や情報交換の推進

客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成

- EBPM推進体制構築(文科省内・国立教育政策研究所の体制構築)
- 総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくり
 - ・多様な分野の研究者との連携強化
 - ・総合的・多角的な分析を可能とするための情報収集等に関する省内ガイドラインの整備
 - ・調査内容・方法の抜本的改善
- ・データの一元化・提供体制等に関する改革の推進
 - ①データの一元化
 - ②データ提供窓口の一本化・データ提供体制の改善
 - ③データの二次利用手続きの簡素化
 - ④文科省内の各種調査等のデータの電子化の推進
 - ⑤各地域におけるデータの電子化の促進

EBPM推進体制構築とエビデンスの教育政策への反映について

第3期教育振興基本計画に基づき、教育政策がエビデンスに基づき推進されるよう、政策立案に活用できるエビデンスの開発やEBPM実践事例の創出を進めるとともに、地方自治体におけるPDCAサイクルの構築に向け、各地方自治体における教育振興基本計画の策定、先進事例の共有、コンソーシアムの構築等を推進し、中央教育審議会教育振興基本計画部会での検討も早期的に実施。併せて、文部科学省内の体制構築やデータの収集・活用の改善に向けた体制整備など基盤形成の取組も進める。

第3期教育振興基本計画に基づくEBPMの推進

- 5つの基本的な方針ごとに、教育政策の目標並びに各目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標を設定。留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進を盛り込む。

地方自治体におけるPDCAサイクルの確立

- 地方自治体における教育振興基本計画の策定（※）とともに、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定、PDCAサイクルの構築等を促す。

※ 教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画

【参考】計画の策定状況(平成30年3月時点)
都道府県:100% 政令指定都市:100% 市区町村:81.1%

エビデンスに基づき、教育政策を推進するための取組

政策立案に活用できるエビデンスの開発やEBPM実践事例の創出を進め、EBPM推進手法の確立に向けた取組を推進する。その際、同計画や改革工程表2018で設定された指標の状況も踏まえ、政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。

- 政策立案に活用できるエビデンスの開発
 - ・教育政策に関する実証研究の推進
 - 公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定に活用
 - ・大学生を対象とした学修成果の可視化に資する調査の実施
 - 大学における教育の質の向上に向けた政策立案に活用
- EBPM実践事例の創出
 - ・施策担当課のEBPM実践への支援（外部有識者をアドバイザーとして活用）
 - ・教育分野の特性を踏まえた手法の整理

地方自治体におけるPDCAサイクル構築に向けた取組状況を把握し、先進事例を共有するとともに、コンソーシアムの構築等により地方自治体の教育政策や学校における取組の改善・充実につながる取組を推進。

- 地方自治体や研究機関等のコンソーシアム構築
 - ・実証研究やデータ分析の推進に向けた地方自治体と研究者のマッチングの試行実施に向けた検討
 - ・地方自治体が保有するデータの利活用促進に向けた課題の整理

中央教育審議会教育振興基本計画部会

- 左記の取組も踏まえ、第3期計画のフォローアップ手法を確立（～2020年度）
- 第3期計画のフォローアップを実施（2021年度～）

中央教育審議会での検討結果も踏まえ、第4期計画の策定につなげるとともに、実効性のあるPDCAサイクルを確立

EBPM推進のための基盤形成に関する取組

- EBPM推進担当課（総合教育政策局調査企画課）を中心とした教育分野におけるEBPM推進体制の構築
 - ・省内EBPM関係課長会議の開催を通じた取組の推進
 - ・省内職員向けEBPM研修の実施
 - ・国立教育政策研究所との連携体制の構築
- データの収集・活用の改善に向けた体制整備
 - ・文部科学省が実施する調査・統計におけるコード統一やデータ構造の見直し
 - ・データ貸与の改善・充実
 - ・データ活用に向けた省内相談体制の構築